

令和2年度 千葉氏公開市民講座 講演録

武家社会確立期の権力と権威

—千葉氏をはじめとした東国武士の動向から読み解く—

令和2年10月

千葉市



口絵1 比企一族の墓（鎌倉・妙本寺）



口絵2 源頼朝墓



口絵3 和田塚全景



口絵4 和田塚 五輪塔

目次

はじめに（天野 良介）	2
趣旨説明（千葉市立郷土博物館）	3
講師紹介	4
【講演一】和田合戦と千葉一族（山本 みなみ）	5
【講演二】東国武士と京都の文化―官職・武芸・和歌―（小出 麻友美）	16

はじめに

千葉常胤の父常重が、大治元年（一一二六）に、本拠地を内陸の大椎（千葉市緑区）から東京湾に面する千葉の地（千葉市中央区）に移し、現在まで続く街の礎を築いてから、令和八年（二〇二六）年でちょうど九〇〇年を迎えます。千葉市としても当該年度を「千葉開府九〇〇年」という記念すべき年と位置付け、様々な取り組みを行っております。また、千葉市では、平成二八年（二〇一六）策定の「千葉市都市アイデンティティ戦略プラン」に謳われる「本市固有の歴史やルーツに基づく四つの地域資源」の一つとして掲げられる「千葉氏」に関して、本館として市民の皆さんに広く深く理解していただくことを目指しております。

本館でも、常設展示の核に「千葉氏の歩み」を据えており、三階をその展示に充てております。その他、過去にも特別企画展等で千葉氏に関する展示を行って参りました。昨年度・本年度と実施し「開府九〇〇年」を迎える令和八年（二〇二六）度まで、毎年の開催を予定している「千葉氏パネル展」。更に、外部会場にて「千葉氏関係公開市民講座」を開催して参りました。

その公開講座ですが、昨年と同様、六月に実施予定でしたが、三月以降の新型コロナウイルス感染症流行に鑑み、八月に延期してその可能性を探りました。しかし、感染の終息が見られなかったこともあり、やむなく七月中には中止の判断とさせていただきます。今年度の講師の方として、新進気鋭の女性研究者二名の方にお願ひし、その清新な講演に大いに期待するところでしたが残念でした。

そこで、代替措置として、講師のお二方には、講演いただく内容を文字にして、論集の形で刊行することをご了解いただきました。それが本講演録であります。また、本館ホームページにもアップをさせていただきます。

ともに、鎌倉時代を題材とされておりますが、山本様におかれましては、和田合戦の際における千葉一族の動向が乱の帰趨（きすう）に極めて大きな意味を持ったことがそれぞれ論じられており、また、小出様におかれましては、千葉氏をはじめとする東国武士が京と切り結ぶ中で、朝廷の制度や文化的伝統を如何に受容し武家社会をつくりあげていったのが明らかにされており、共に極めて興味深い論考となっております。この場をお借りして、講師のお二方には改めて深甚の感謝を申し上げる次第でございます。

本冊が、市民の皆様の千葉氏に関する理解の深まりに大いに寄与するものとなることを切に祈念する次第です。

令和二年一〇月

千葉市立郷土博物館

館長 天野良介

趣旨説明

外山 信司（千葉市立郷土博物館 総括主任研究員）

来年の市制施行一〇〇年、令和八年（二〇二六）に「千葉開府九〇〇年」という二つの大きな節目を迎える千葉市にとって、市民の皆様にふるさと千葉をより知っていただき、我が住むまち千葉に愛着を深めていただくことが重要な課題です。千葉市立郷土博物館では、千葉を本拠とし、千葉を名字として名乗った中世武士団「千葉氏」について知っていただくことを活動の柱に据えております。

ところで、近年、中世武士像は大きく見方が変わっております。かつては武士、特に東国武士は朝廷や京都とは無縁で、「草深い片田舎に土着し、武芸に励む質実剛健な在地領主」というイメージで語られ、千葉氏はその代表として見なされてきました。

従来の千葉氏研究は、郷土史的な視野で千葉氏の栄枯盛衰を語ったり、源頼朝と千葉常胤との人格的な結び付きを強調する傾向がありました。また、伝承や近世に成立した系図、軍記物類を主な題材に、千葉氏や千葉一族と地元との結びつきを称揚し、惣領のもとに一族が強く団結した姿を讃えてきたように思います。

しかし、いわゆる「武士職能論」に基づく武士の理解が進展し、また交通・流通の研究成果によって、鎌倉時代の千葉氏当主や有力な一族は鎌倉に住み、京都に屋敷を持ち、北は東北から南は九州に広がる所領を支配し、これらを結ぶ日本列島規模のネットワークを持つ存在であることがわかってまいりました。このことからわかるように、従来の千葉氏像は大きな修正が求められています。

また、国文学、考古学、美術史、宗教史、交通史、建築史など、関連分野からの中世の研究も進んでおり、歴史学との協働によって多面的に中世が明らかにされようとしています。このような観点から、昨年度の千葉氏公開市民講座は「千葉氏と和歌―千葉氏はなぜ歌を詠んだのか―」と題して、中世文学の面から千葉氏について考えました。

本年度は、新しい研究の成果をふまえ、お二人の先生に千葉や房総に限らず、

より広い視野から鎌倉時代の武家社会と千葉氏について探っていただきます。

源頼朝の信任も厚かった有力御家人和田義盛が北条義時に敗れた「和田合戦」は、もっぱら『吾妻鏡』の記述によって語られてきました。しかし、山本先生は、同時代の一次史料を用いて合戦の経緯を見直し、千葉成胤の果たした役割に注目されます。北条氏は、和田氏のみならず比企氏、畠山氏、三浦氏、安達氏などの有力御家人を次々に滅ぼし、権力を確立していきませんが、千葉氏は滅ぼされることはありませんでした。山本先生のお話には、激しい権力闘争が渦巻く鎌倉時代に、なぜ千葉氏は滅ぼされなかったのかという謎を考えるヒントがあるかもしれません。

小出先生には、鎌倉で誕生した武家政権の中で、武士たちが朝廷の権威や京都の文化を受け入れることによって、どのような武士の社会を作っていたかを明らかにしていただきます。武士が武士であるためには武芸や武力が不可欠です。しかし、むき出しの武力だけでは権力を維持し、人々を支配していくことはできません。そのためには権威や文化の力が必要となります。武士は政権を樹立しましたが、官位や官職といった既存の朝廷のシステムを用いることによって武家社会の秩序を作っていました。また、和歌をはじめとする京都の文化を受容することは、権力としての正当性と密接な関係がありました。このように考えると、鎌倉幕府と京都の朝廷を単純に対立するものと見なすことはできません。こうして形づくられた武家社会の中で生きた千葉氏の姿を知っていただけるものと存じます。

本日のお二人の先生による御講演が、鎌倉時代の千葉氏と武家社会について新たな視点で理解を深め、ふるさと千葉へ関心を深めていただく機会となることを確信しております。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

講師紹介

山本 みなみ（やまもと みなみ）

日本学術振興会特別研究員（DC）を経て鎌倉歴史文化交流館会計年度学芸員、青山学院大学非常勤講師。

京都女子大学文学部卒業、京都大学大学院人間・環境学研究科博士課程修了、博士（人間・環境学）。

専門は中世政治史・女性史。とくに鎌倉時代における將軍権力の変遷について広い視点から明らかにすることを研究テーマとしている。

主な研究業績に「北条時政とその娘たち―牧の方の再評価―」（『鎌倉』一一五号、二〇一三年）、「和田合戦再考」（『古代文化』第六八巻第一号、二〇一六年）、「北条義時の死と前後の政情」（『鎌倉市教育委員会文化財部調査研究紀要』第二号、二〇二〇年）など。

「読者へのメッセージ」

私は京都で約一〇年間大学生活を送り、現在は鎌倉市で学芸員として働きながら、鎌倉幕府や北条氏の研究をしています。

京都では、千葉氏研究の第一人者である野口実先生のご指導を賜りました。

今回の講演中止は残念ですが、千葉氏の活躍した和田合戦に興味をもち、鎌倉の史跡にも足を運んでいただけると嬉しいです。

小出 麻友美（こいで まゆみ）

慶応義塾大学非常勤講師を経て千葉県立中央博物館企画調整課研究員

慶応大学文学部卒業、同大学大学院文学研究科後期博士課程単位取得退学

中世の日記「古記録」を主な素材として政治・文化面における公武交渉や貿易陶磁（外国製陶磁器）の分類による中世遺跡の研究を主な研究テーマとしている。

主な研究業績に「鎌倉期の公家法に見る雑訴興行とその背景」（『年報三田中世史研究』第一五号、二〇〇八年）、「慶應義塾大学文学部古文書室所蔵『中原章房関係文書』」（『史學』第八五巻第一―三号、二〇一五年）、「千葉氏の聖地」（『歴博』第二一一号、二〇一八年）など。

「読者へのメッセージ」

『平家物語』『源平闘諍録』といった軍記物にその華々しい活躍が描かれる東国御家人たち。しかしながら、彼らの実際の姿や考え方を直接物語ってくれる一次史料（当事者が残した記録）は必ずしも多くありません。合戦の場から離れた彼らがどのような考え方や暮らしをしていたのか、今後考えていきたいと思っています。

和田合戦と千葉一族

鎌倉歴史文化交流館 学芸員 山本みなみ

はじめに

今からおよそ八〇〇年前の建暦三年（一二二三）五月、鎌倉で初めての市街戦が繰り広げられました。この戦いを和田合戦といいます。和田合戦は、北条氏と和田氏の対立に端を発し、北条氏が勝利をおさめました。では、同じ時代を生きた人々は和田合戦をどのように捉えていたのでしょうか。

興味深いことに、日蓮宗の宗祖である日蓮が建治元年（一二七五）に著わした『種種御振舞御書』には、和田合戦について次のように記されています。

此鎌倉の御一門の御繁昌は義盛と隠岐ノ法皇ましますんば、争か日本の主となり給べき。

すなわち、北条氏が「日本の主」となったのは、和田義盛と後鳥羽院がいたからであるといえます。一読しただけではその文意はくみ取りにくいですが、これは建暦三年（一二二三）の和田合戦において有力御家人の和田義盛を倒し、さらに承久の乱（承久三年、一二二一年）において京都の後鳥羽院を負かしたことで、北条氏が日本国に君臨することになった、と解釈することができます。鎌倉時代後期に傑出した歴史認識を有した日蓮が、北条氏が台頭する重要なステップとして、承久の乱とともに、和田合戦を重視したことは見逃せません。今回は、この和田合戦前後の政情を明らかにするとともに、合戦における千葉一族の活躍とその背景を考えたいと思います。

（一）合戦の概要

まず最初に、鎌倉幕府の編纂した歴史書『吾妻鏡』に基づいて合戦の概要を確認しておきましょう。建暦三年（一二二三）二月、信濃国の住人である泉親衡による計画が露見します。この計画は、三代将軍源実朝を廃して二代将軍源頼家の遺児を擁立し、執権北条義時を殺害するという、鎌倉幕府の将軍および執権の交替を目指すものでした。しかし、実行に移す前に情報が漏洩し、計

画に関与していた武士たちが捕縛されることになりました。このうち、和田義盛の子息義直と義重は捕縛されたものの、赦免となりました。しかし、甥の胤長の罪だけは赦されず、さらに一族の前で面縛され、奉行人に引き渡されるという屈辱を受けます。この一件によって、義盛をはじめとする和田一族は、北条義時に対し深い恨みを抱くことになりました。

五月二日、ついに和田一族は兵を挙げ、将軍御所・北条義時邸・大江広元邸を次々と急襲し火を放ったことで、戦いは市街戦へと拡大しました。しかし、同族である三浦義村の裏切りにあい、将軍実朝の身柄確保に失敗します。御所を抜け出した実朝や北条政子らは、裏山に位置する源頼朝の法華堂へ避難し、義時らに保護されました。

翌三日には、諸国の御家人たちが鎌倉に集まり、その多くが北条氏の味方につきました。一方、和田方には横山党などが加勢しましたが、ついに敗北しました。

以上が『吾妻鏡』の描く合戦前後のおおよその流れです。これまでの研究では、主に『吾妻鏡』に依拠して、和田合戦は鎌倉で行なわれた北条氏対和田氏の戦いであり、北条氏による有力御家人排斥の一環であるとして評価されてきました。しかし、いくつかの課題も残されています。

（二）和田合戦研究の課題

第一に、北条氏以外の幕府軍の分析が手薄である点があげられます。この問題は、多くの御家人たちが和田氏ではなく、北条氏に味方した理由を説明することにも繋がるといえるでしょう。例えば、和田氏を裏切った三浦氏の動きはどうだったのか等、なお検討の余地があると思います。

第二に、『吾妻鏡』の史料論の問題があります。『吾妻鏡』は鎌倉幕府、とくに北条氏の関係者によって編まれた歴史書ですが、その成立は鎌倉時代後期であり、貴族の日記や古文書などのさまざまな史料を利用して作られた編纂物です。北条氏に都合の良い脚色が多分に含まれていることから、その使用には慎重な姿勢が必要であるといわれています。

今回取り上げる和田合戦の記事については、『明月記』が『吾妻鏡』の材料となっており、『吾妻鏡』の編纂者が『明月記』の記述を短い句に切って随所

に使用ながらも、細部では異なった記事としていることが指摘されています。おそらく、『吾妻鏡』の編纂者は鎌倉に和田合戦に関する史料が残っていないことから、京都の貴族藤原定家の日記である『明月記』を入手し、これを基として合戦前後のストーリーを組み立てたと推測されます。

したがって、和田合戦を検討する際には、『吾妻鏡』と『明月記』の両書に目を配り、比較しながら読み解いていくことが重要であるといえます。従来のように『吾妻鏡』のみに依拠せず、『明月記』などの京都側の史料との比較を通して、『吾妻鏡』の編纂者の意図を考察し、合戦の実相を明らかにすることを目指したいと思います。

では、『明月記』は和田合戦前後の流れをどのように記しているのでしょうか。詳しくは後述しますが、とくに合戦の場面について、『吾妻鏡』の描き方とは大きく異なります。『吾妻鏡』は朝夷名義秀の活躍を軸に、多くの武士が登場し交戦する姿を軍記物語の如く描き出し、幕府軍（北条方）の大將軍である北条泰時の武功が印象に残る構成となっています。一方、『明月記』では三浦氏と千葉氏の活躍が特記されています。和田義盛軍が疲弊したところに千葉氏が幕府軍の援軍として参戦し、最終的に三浦義村の軍勢が義盛を破り和田一族は敗走したと記しています。簡潔な記述であるだけに、合戦における三浦・千葉両氏の働きが幕府軍の勝利に大きく貢献したことがわかります。

以上の問題意識から、まず『吾妻鏡』と『明月記』を読み解きながら、合戦に至る経緯をみていきます。次に、幕府軍として活躍した三浦氏と千葉氏の動向を中心に合戦当日の動きを検討し、最後に和田合戦の位置づけを行いたいと思います。なお、合戦の名称については、南北朝時代成立の歴史書『保暦間記』にみえる「和田合戦」を採用します。

一 合戦に至る経緯

(一) 和田義盛の台頭

まず、和田義盛の動向についてみていきましょう。義盛は、初代將軍源頼朝が挙兵した際、三浦一族とともにこれを支援し、幕府創立に功績を残しました。とくに治承四年（一一八〇）には特別当に任ぜられ、頼朝に重用されています。

長く幕府の重鎮として活躍しており、同じく侍所の別当をつとめた梶原景時を弾劾する際には、連署状の披露を躊躇する大江広元を恫喝し、侍所の権力の一元化に成功しています。また、いわゆる比企氏の乱や畠山重忠の乱では、北条方として活躍しています。しかし、北条時政が出家し子息の義時が幕府運営を主導するようになると、義盛は義時にとって対抗者となりました。義時は、確かに幕府政治の主導者でしたが、それは頼朝の後家である北条政子の一族だからであって、役職上は複数いる政所別当の一人にすぎません。

対して、義盛は侍所を掌握しており、年齢的にも義時の十六歳年長にあたります。梶原氏・比企氏・畠山氏などの有力御家人がいずれも滅ぼされ、かつ頼朝の死後相次いで三浦義澄（七四歳）・安達盛長（六六歳）・岡崎義実（八九歳）・千葉常胤（八四歳）といった草創期以来の重鎮が死去したことによって、義盛の存在は相対的に増したと考えられます。和田氏が北条氏の地位に迫る存在であったことは、建暦三年（一二一三）正月の梶飯からも明らかです。梶飯とは、有力御家人が梶飯の役をつとめました。その順序は、幕府におけるその時の力関係を反映しています。義盛は、大江広元・北条義時・北条時房に次ぐ順位に位置していることから、北条氏に次ぐ存在であったことがわかるのです。

このように勢力を増すなか、義盛が目指したのは、上総介への就任でした。受領の地位は、源氏一門と京下りの吏僚（文士）に限られていましたが、正治二年（一二〇〇）に北条時政が遠江守、元久元年（一二〇四）には息子の北条義時が相模守に補任され、北条氏が他の御家人を上回る立場を得ていました。

『吾妻鏡』に上総介に関する記事が見えるのは、承元三年（一二〇九）五月です。まず、義盛は内々に將軍源実朝に推挙を懇願し、その数日後に款状（嘆願書）を大江広元に渡しています。十一月になると、実朝は暫く決定を待つように命じ、義盛は喜んでいました。

義盛が上総介を望んだ理由としては、野口実氏による指摘があり、義盛が上総国伊北荘（千葉県いすみ市）を本拠とすることから在地支配の利便を得ること、受領就任によって北条氏に対抗しうる立場を築くことの二点が挙げられています。すでに義盛は長く左衛門尉の職にあり、受領を望んだのは至極当然の

ことでした。

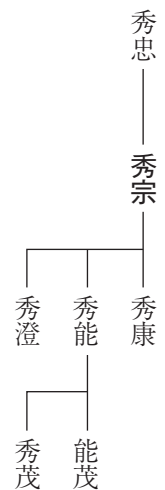
さらに、ここで注目したいのは、義盛が款状の中で「所詮、一生の余執、只此の一事たるの由」と述べていることです。義盛はこの時六三歳。生涯のうち心残りはいまだ一つ、上総介への就任であったといえます。おそらく義盛は老境を迎え、世代交代を考えていたのではないのでしょうか。推挙を望んだのと同時に、嫡子の常盛が兵衛尉から左衛門尉に昇進していることは、この推測を裏付けます。常盛の昇進は、彼が近い将来、和田一族を率いることを暗示するものに他なりません。義盛は、上総介への就任によって、和田氏の政治的地位をより盤石なものにした上で、嫡子常盛への家督継承を行う予定であったと考えられます。したがって、上総介任官は和田氏の世代交代の時期に起こった一件であり、義盛が一族の行く末を案じて所望したと考えられます。

将軍実朝も、義盛が受領拝任の榮譽に浴し、家名を上げることが和田一族の家督としての最後の責務と考えていることを重々承知していたはずですが。しかし翌年六月、上総介に就任したのは義盛ではなく、院近臣の藤原秀康でした。結局、義盛の願いは叶わず、自ら款状を取り下げています。

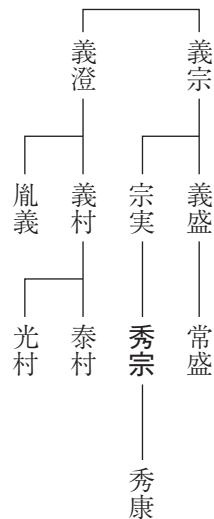
藤原秀康が後鳥羽院の北面（院御所の警固にあたる武士）であることを考慮すれば、この補任が後鳥羽院の意向であったことは明白です。将軍固有の権限の一つに御家人の推挙権がありますが、実朝は必ずしも御家人の要望を叶えることはできなかったといえるでしょう。後鳥羽院と義盛の間で板挟みの状態となっていたと考えられます。

また、実朝に対して北条氏の圧力があつたことも容易に想像されます。先ほど述べたように、北条時政・義時は、北条氏のみが受領になることによって、他の御家人との差別化を図っていました。当然、和田氏の政治的地位がこれ以上高まる事態は避けたかったでしょう。北条氏にとって、義盛の受領拝任は都合が悪かったのです。

系図1 藤原秀康一族略系図



系図2 三浦氏・和田氏略系図



義盛にとっては、拝任が叶わなかったこと以上に、藤原秀康の就任は耐えがたいものであったと考えられます。系図1・2は、『尊卑分脈』という南北朝期に成立した諸家の系図集を参考に作成したものです。同書は、秀宗に関して興味深い注記を載せています。すなわち「実は和田三郎平宗妙の子なり。然れども秀忠の外孫たるにより嫡男となす。依て藤原に改姓し相続す」とあり、平岡豊氏は「宗妙」を「宗実」の誤りとみて、秀康一族を和田一族の庶流の出身であったと考えています。これに従えば、秀康の父秀宗は義盛の弟宗実の子息にあたり、義盛からすれば秀康は和田氏の庶流にすぎないことになります。

加えて、秀康の派遣した目代は国務に介入し先規に背いたため、上総国の在庁や土民とトラブルを起こしていました。おそらく上総国に多くの所領を持つ和田氏も影響を受けたと思われる。しかし、現地のトラブルについて幕府は「関東の御計にあらず」として調停しませんでした。このような状況に対し、とくに和田一族の今後を担う子息たちは、将軍実朝や北条義時・大江広元らによる現幕府体制に対する不信感を募らせたでしょう。そして、義盛が款状を取り下げた建暦元年（一一二一）の頃より計画されていたのが、二代将軍である源頼家の遺児を擁立し、義時を殺害する策謀（泉親衡の乱）でした。

(二) 泉親衡の乱

泉親衡の乱についても、『吾妻鏡』と『明月記』を比較しながらみていきたいと思います。

まず、『吾妻鏡』によれば、事の始まりは千葉成胤が安念法師を生け捕りにし、幕府に差し出したことにありました。安念の白状により「信濃国住人泉小次郎親平」が中心となり、源頼家の遺児である千寿丸を擁立し、北条義時を殺害する計画が露見します。さらに謀反に加担した者が各所で生け捕りにされました。首謀者は一三〇人余り、伴類(首謀者の従者)は二〇〇人にも及び、信濃国の住人、和田氏の関係者、下総国の八田三郎・和田奥田太・和田四郎、上総広常の甥にあたる臼井十郎などが含まれていました。

ここで注目されるのは、信濃国の住人が多いということです。かつて信濃国には、頼家の義父である比企能員が信濃守の加々美遠光の目代として派遣されており、比企氏は幕府法上の守護の職権を越える権限を持っていたといえます。推測の域をでませんが、頼家の遺児を擁立していることからして、比企能員に組織されていた信濃国の在地武士が含まれる可能性は高いのではないのでしょうか。ここで能員の舅の洪河兼忠(比企氏の乱で戦死)の一族と思われる洪河兼守が安達景盛に預けられていることや、のちの和田合戦において和田方に「洪河左衛門」以下三名が従軍していることも、比企氏関係者の関与をうかがわせます。加えて、比企氏の乱後に、能員の妻妾および二歳の男子が「好み有るにより」和田義盛に預けられ、安房国に配流されていることから、和田氏は比企氏の縁者であったと考えられ、両者が結びつく可能性は十分にありました。よって、泉親衡の乱には、比企氏の乱との連続性を認めることができます。

(口絵1 比企一族の墓)

結局、親衡は姿を暗まし、頼家の遺児の擁立は未然に防がれました。問題は、乱後の和田氏の動向です。『吾妻鏡』では、義盛は一族の謀反への関与を受けて、すぐに上総国伊北荘より鎌倉に馳せ参り、將軍実朝に謁して子息の処罰を免れています。その理由は、義盛の「数度の勲功」を考慮したためでした。しかし、すべてが許されたわけではなく、北条義時による厳重な処置も行われました。一つは、義盛の甥である胤長を和田一族の前で面縛(両手を後ろ手にして縛り、顔を前に突き出してさらすこと)して軍奉行の二階堂行村に渡すこと、

もう一つは、義盛が実朝から拝領していた胤長の屋地を義時が拝領したことです。従来の研究では、義時は意図的に義盛を挑発したと捉えられており、義時による処置を和田氏蜂起の直接的原因として解釈しています。しかし、命を狙われた義時からすれば、和田一族に対し、厳しい処置を加えるのは当然でしょう。乱の首謀者である胤長に厳しい処置を加えたことも、胤長の屋地を拝領したことも、義時にしてみれば当然の処置であり、和田一族の不審な動きを警戒しての行為であったと考えられます。しかし、義盛ら和田一族側からすれば、義時の厳しい処置は受け入れ難く、もはや衝突は避けられないものとなりました。

次に、『明月記』の記事をみていきます。建暦三年(一二二三)五月九日条には、和田義盛が挙兵に至った経緯が記されています。

戊時許参院。中宮権亮、粗語関東事。二日申時、和田左衛門(義盛)宿所、忽聞甲兵之音。去春謀反者結党之由、有風聞落書等。件義盛為其張本。而自披陳、聞子細、已以具許、有和解之気色。如尋常之時、在近辺宿所。而猶有内々議。可為鯨鯢之由聞之。因茲、更聚党成其討。是只以韓彭蒯醢也。

この記事は、去る春に謀反(泉親衡の乱)を起こした者が結集しているとの風聞・落書があり、首謀者は和田義盛である。そこで、義盛は自ら弁明し、將軍実朝の許しを得、和解した。しかし、幕府では義盛肅清の密議が行われていた。この動きを察した義盛はさらに兵を集め、謀反の計画を立てた、と解釈することができます。

研究者のなかには、「件の義盛其の張本たり」に注目し、親衡の乱の首謀者は義盛であったと指摘する方もいますが、義盛は親衡の乱の余党と手を結んだにすぎず、乱の首謀者と断定することはできません。この記事からは、義盛が幕府側の動きを察知した後、早急に兵を招集したことを読み取るべきです。

もう一点、和田合戦に至る状況を示す史料として、十四世紀中ごろに成立した『保暦間記』の記述にも注目したいと思います。

爾る程に、其比、三浦和田左衛門平義盛と申者あり。頼朝の時は侍所なんどして、さるべき仁体也けるが、義時に権を取れて、今は主従の如し。物憂を思ひて指も不出。義盛が子、朝印南の三郎義秀、和田四郎義胤、同

平太胤長、渋谷六郎、上総介次郎、園田七郎、渋谷六郎、泉小次郎等、謀反を發て、頼家將軍の二男千寿丸を取立て、謀反を起す。和田左衛門も同意して、建暦二年五月三日、既に及合戦。

傍線部にみえるように、和田合戦に至った経緯については、義盛の子らが頼家の遺児の擁立を謀り、義盛もこれに同意したと説明しています。ここから当初、義盛自身が主導して新將軍の擁立を計画したわけではなかったが、子息たちの計画に同意せざるをえず、結果として合戦に至ったことがわかります。要するに、義盛は、子息たちに担ぎ上げられてしまったのです。義盛は、將軍実朝と親密な関係を築いていましたが、上総介就任は叶わず、和田氏の基盤強化が上手くいかなかった以上、一族の結集を容認せざるをえなかったのです。

以上、泉親衡の乱から和田合戦に至る経緯を見てきましたが、和田氏が蜂起した契機として、北条義時による嚴重な処罰に対する反発、そして和田氏肅清の動きに対する挙兵という二段階を踏んでいたことは重要です。前者は、義時個人に対する深い恨みに起因しますが、後者は將軍実朝の命令により幕府軍に追討されかねない状況に和田氏が追い込まれたためです。よって、義盛は先手を打ち、義時のみならず、幕府の中核である將軍実朝や北条政子、大江広元らをも拘束または打倒する必要性に迫られたといえるでしょう。

(三) 合戦の開始

いよいよ、話は合戦当日に移ります。ここでも、『吾妻鏡』と『明月記』の記事を比較しながら、和田方・北条方双方の人々の動向を検討したいと思います。

まず、『吾妻鏡』建暦三年五月二日条には、次の通りみえています。

壬寅。陰。筑後左衛門尉朝重、在義盛之近隣。而義盛館軍兵競集。見其粧、聞其音、備戎服。發使者、告事之由於前大膳大夫。于時件朝臣、賓客在座。杯酒方酣。亭主聞之、独起座奔參御所。次三浦平六左衛門尉義村、同弟九郎右衛門尉胤義等、始者与義盛成一諾、可警固北門之由、乍書同心起請文、後者令改変之。(中略)則參入相州御亭、申義盛已出軍之由。于時相州有困基会。雖聞此事、

敢以無驚動之氣。心静加目算之後、起座改折烏帽子於立烏帽子、装束水干、參幕府給。而義盛与時兼、雖有謀合之疑、非今朝之事歟由、猶予之間、於御所、敢無警衛之備。然而依兩客之告、尼御台所并御台所等去營中出北御門、渡御鶴岡別当坊云々。(後略)

一方、『明月記』同年五月九日条には、次のように記されています。

其近辺宿所者(又左衛門尉)聞之。即備戎服、發使者広元朝臣。于時件朝臣、賓客在座。杯酒方酣。亭主聞之、独起座奔參將軍在所、相共逃去其所。赴故將軍墓所堂(去七八町、或云二階堂)。此間、義盛甥三浦左衛門義村(本自与叔父違背、為仇讐)、告義盛已出軍之由。依兩人之告、母儀・妻室等、僅逃出之間、義盛兵已進。

両書の内容を比べてみると、大江広元が八田朝重の知らせによって、將軍御所に赴き、和田氏蜂起の知らせを伝えた点は共通していますが、大きく二つの相違点が見られます。

一つ目は、三浦義村の寝返りについてです。『吾妻鏡』では、義村は挙兵の土壇場で改心し、和田氏を裏切り、北条方に寝返ったことになっています(波線部)。しかし、『明月記』では、義村は当初より叔父(正しくは従兄弟)の和田義盛と対立関係にあったと記しています(波線部)。ここから、義村は合戦の直前までどちらに味方するか悩んでいたわけではなく、当初より北条方に味方する予定であったことがうかがわれます。おそらく義村は北条氏の内通者として行動していたのではないのでしょうか。

二つ目は、三浦義村の密告についてです。『吾妻鏡』では、義村は義時邸に赴いて和田義盛の蜂起を密告しています。知らせを受けた義時は困基をやめて將軍御所に赴き、大江広元と義時の注進を受けた北条政子らは逃げのびたといえます(傍線部)。一方、『明月記』では、義村が將軍御所に赴いて義盛の蜂起を密告し、広元と義村の注進を受けて政子らは逃げのびたといえます(傍線部)。

北条政子らが無事に避難できたのは、両書ともに「兩人(両客)の告」によると記していますが、この「兩人」について、『吾妻鏡』は北条義時と大江広元、『明月記』は三浦義村と大江広元を指しています。さらに、『吾妻鏡』は和田氏蜂起という緊急事態においても、取り乱すことなく御所に赴く義時の姿を詳し

く記しています。

では、なぜ『吾妻鏡』と『明月記』では、このような相違点がみられるのでしょうか。おそらく『吾妻鏡』の編纂者には、非常時においても平常心を保つ義時の姿を描く意図があったと思われる。義時の功績によって將軍実朝や政子らの安全が守られたことを強調したかったのでしょう。ゆえに、『吾妻鏡』では、義村の行動がすべて義時の功績にすり替えられているのです。

ちなみに、実朝や政子が避難した場所は、源頼朝の法華堂です。將軍御所の裏山に位置しています。現在、法華堂は残っていませんが、同地は源頼朝墓として整備されています（口絵2 源頼朝墓）

二 三浦氏の動向

（一）和田合戦における三浦義村の活躍

和田合戦における千葉氏の活躍にふれる前に、合戦でもっとも活躍した三浦氏の動向について検討したいと思います。

和田合戦において、勝敗を決する重要なポイントは、將軍実朝の身柄を誰が確保するのかという点でした。これは將軍の属した方が幕府軍たる正当性を有し、將軍の命令として御家人の動員が可能となるためです。天台座主・慈円の著した歴史書『愚管抄』によれば、將軍実朝が北条義時と一緒にいることがわかると、鎌倉の武士たちはみな義時方についたといえます。和田合戦は、ある意味では北条義時と和田義盛、どちらが將軍の身柄を確保するのかという戦いでもあったといえるでしょう。

では、なぜ義盛は身柄確保に失敗したのでしょうか。実は、この最も重要な役割を任されたのが、同族の三浦義村でした。『吾妻鏡』には「北門を警固すべきの由、同心の起請文を書きながら」とあり、起請文（今という契約書のようなものです）まで取り交わしていました。義盛の計画としては、御所の北門から將軍実朝を逃して身柄を確保すると同時に、北条義時邸と大江広元邸を攻め、両者を殺害するつもりであったと考えられます。しかし、先ほど述べたとおり、義村は内心当初より北条氏に味方しており、和田氏を裏切って実朝らを御所から逃しました。義村のこの行動が、合戦の勝敗に大きく影響したといえ

るでしょう。

さらに、義村の活躍は続きます。『吾妻鏡』は政所の前で義村と波多野忠綱とが先登争いを繰り広げたことを記していますが、それ以降の動向は不明です。一方、『明月記』では合戦中の描写において義村の名が散見します。和田方の後方を塞ぎ、義盛を大破したのは「義村勢」であったといえます。『明月記』の記述から、和田氏を最終的に敗走に追い込んだ人物こそ義村であったことは明らかです。義村は、和田合戦における一番の功労者といっても過言ではないでしょう。

（二）三浦一族の内部対立

では、なぜ三浦義村は同族の和田義盛に異心を抱いたのでしょうか。そこには三浦一族内部の族長権をめぐる対立があったと考えられます。両者の動向を追いつながら検討を進めたいと思います。系図2も適宜ご参照ください。

義盛が幕府草創期より重用され、侍別当として御家人を統制していたことはすでに触れました。この御家人に指令を伝達し得る侍別当の地位こそ、義盛が三浦一族から脱出していく契機となります。すなわち、三浦義明の死後、三浦氏の族長の地位を義澄が継承すると、義盛は和田氏として独立の姿勢を取り始めたのです。ただし、これは三浦一族からの離反を意味するものではなく、義盛は一族としての連帯意識も強く持っていました。たとえば、義澄が弓箭を手にすれば、義盛と三浦義連は直ちに応援に駆け付けています（『吾妻鏡』建久六年五月一五日条）。

正治二年（一二〇〇）の義澄の卒去以降、義盛はいよいよ主体的な行動をとるようになります。とくに梶原氏に対する弾劾状の作成を主導し、侍所の権力の一元化に成功したことは、幕府内における政治的地位をより高めることになりました。また、官職では三浦嫡家を凌駕し、嫡子常盛が兵衛尉を経て承元三年（一二〇九）には左衛門尉、その他の子息も建暦三年（一二一三）までには兵衛尉となっていました。義盛自身は、建久元年（一一九〇）には左衛門少尉となっており、先に触れた通り上総介への推挙を切望しています。このように、義澄死後の義盛は、官職でも幕府内での政治的立場においても、三浦嫡家としての存在となっていたといえるでしょう。

一方、三浦嫡家を継ぐ義村は、年齢的には義盛より二〇歳前後若かったと推測されます。比企氏の乱や畠山重忠の乱で北条氏に味方し、功績を残していました。また、平素は北条政子の側近としても活動し、建仁二年（一二〇二）には北条義時の子息である泰時と義村の娘の婚姻が成立するなど、北条氏との関係には深いものがありました。官職では、義村が建暦元年（一二一一）に左衛門尉、弟の胤義が建保元年（一二二三）に右衛門尉と見えるだけです。義盛とは親子ほどの年齢差があり、昇進に遅れをとることは仕方ないと思いますが、義盛の子息である同世代の常盛（合戦時には四二歳）にさえ劣っていることは問題です。義村は年長であり特別当でもある義盛と職務上は協力しつつも、和田氏の台頭を危惧し、族長権を脅かす存在を脅威に感じていたのではないのでしょうか。

なお、義盛の上総介所望の経緯でも触れたように、このとき北条義時も和田氏の勢力拡大を恐れていました。ここに両者の利害は一致し、結果として、和田氏追討に向けて手を結んだと考えられます。

三 千葉氏の動向

（一）和田合戦における千葉成胤の活躍

それでは前置きが長くなりましたが、今回の話の主役である千葉氏の動向についてみていきたいと思います。まずは、『吾妻鏡』を確認しましょう。

＊『吾妻鏡』建暦三年（一二二三）五月三日条

癸卯。小雨灑。義盛絶糧道、疲乘馬之處、寅剋、横山馬允時兼引率波多野三郎（兼）（時兼聲）、横山五郎（時兼甥）以下数十人之親昵徒類等馳来于腰越浦之處、既合戦最中也（時兼与義盛、叛逆事謀合時、以今日定箭合期。仍今来）。仍其党類皆棄蓑笠於彼所、積而成山云々。然後加義盛陣、義盛得時兼之合力。当新羈之馬。彼是軍兵三千騎、尚追奔御家人等。辰剋、曾我・中村・二宮・河村之輩如雲騷、如蜂起。各陣于武蔵大路及稻村崎辺。自法花堂御所、雖有恩喚、義兵有疑貽之氣、無左右不能参上。欲被遣御教書之比、数百騎之中、波多野弥次郎朝定乍被疵応此召、参石橋之砌書之。彼御教書（被載将

軍御判）者、以安芸国住人山太宗高為御使被遣之間、軍兵令拜見之、悉以参御方。又千葉介成胤引率当類馳参。巳剋、被遣御書於武蔵以下近国、有被仰下可然御家人等事。

これによれば、和田氏蜂起の翌日、横山時兼が波多野盛通ら数十人を率いて鎌倉に到着し、和田方に合流しています。これは義盛と時兼が前もって五月三日を「箭合の期」と定めていたためでした（傍線部）。ここから、義盛は本来、五月三日に蜂起する予定でしたが、和田氏肅清の密議を耳にし、急ぎ二日に挙兵したことがわかります。

また、午前八時頃には、中村氏など西相模の武士たちが鎌倉に陣を敷いていることも確認できます。彼らははじめ形勢を窺っていたものの、將軍実朝署判の御教書によって北条方につきました。そして、このとき一族を率いて駆け付けた人物こそ千葉成胤です（波線部）。驚くことに、鎌倉に近い西相模の武士と、遠方の下総国を本拠とする千葉氏が同時刻に到着しているのです。しかも、午前一〇時頃には將軍実朝が諸国の御家人に御書を遣わして和田余党の追討を命じており、諸国の武士に命令を下す前に、成胤は到着したことになります。

同様の内容は、『明月記』建暦三年五月九日条にも見えています。

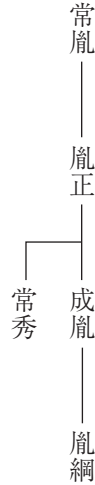
自二日夕、至于四日朝、攻戦不已。如三周華不注。義盛士卒、一以当千。天地震怒。此間、千葉之党類（常胤之孫子）練精兵、自隣国超来。義盛雖兵尽矢窮、策疲足之兵、当新羈之馬、然尚追奔遂北、至于横大路（鎌倉之前有此路云々）。此時義村兵、又塞其後、大破義盛。因茲遂不得免。多散率等出浜、棹船向安房方。（後略）

これによれば、義盛軍が「一を以て千に当たる」動きをみせるなか、「千葉の党類」（『吾妻鏡』は千葉成胤とする）が一族を率いて隣国からやってきたといえます（傍線部）。「隣国」は陸路ならば武蔵国、海路ならば下総国と思われるでしょう。この結果、千葉氏の援軍を得た三浦義村勢は和田方の後方を塞いで義盛を討ち、和田方を敗走に追い込むことができました。千葉氏の迅速な支援は、幕府方の勝利に大きく貢献したといえます。では、なぜ千葉成胤は和田合戦に積極的に参戦したのでしょうか。次に千葉一族内部の動向を考えてみます。

(二) 上総千葉氏と下総千葉氏

建仁元年（一一〇一）三月、千葉常胤が没すると、千葉氏は複雑な動きを見せます。それは、常胤の有した両総平氏の族長的地位と千葉氏嫡家（千葉介）の地位が分割して相続されることになったためです。系図3をご確認ください。前者は上総氏の遺領とともに孫の常秀、後者は子息の胤正を経てその嫡子（養子とも）成胤に継承されました。

系図3 千葉氏略系図



まず、千葉常秀（年齢未詳）についてみていくと、建久元年（一一九〇）初代將軍源頼朝の上洛に際し、父の胤正とともに先陣随兵として供奉しています。上洛後には、祖父の常胤の勲功を譲られて左兵衛尉に補任されており、常胤が孫の常秀のことを両総平氏の族長の地位に立つべき存在として考えていた可能性がうかがわれます。建仁二年（一二〇二）七月には胤正が亡くなったので、これ以降、常秀はますます千葉嫡家をしのぐ勢力へと成長したでしょう。元久二年（一二〇五）の畠山重忠の乱では、大手の北条義時軍の後陣として大須賀胤信ら千葉一族を率いて参戦しており、これは家督の代行者としての行動と評価することができます。

一方、千葉成胤（合戦時五七歳）はどうでしょうか。父胤正から家督を継承したものの、弟の常秀に比べて史料上に現れず、官位の昇進も遅いことが確認できます。しかし、元久元年（一二〇四）五月、幕府から頼朝期の文書を確認するよう求められた際には、頼朝の御教書数十枚の所有を申し出ており、千葉氏の家督として重要な文書類を継承していたことがわかります。また、翌年正月三日には千葉氏の家督として梶飯役をつとめていることも確認できます。さらに、建暦二年（一二二二）には侍所新造の命令を受け、その負担を一族に差配しています。これらは、千葉氏の家督継承者としての行動とみてよいでしょう。加えて、和田氏追討に関わる幕府軍への貢献は目を見張るものがあります。將軍実朝の廃位および北条義時殺害の計画が露見したのは、成胤が安念法師を

幕府に差し出したためであり、合戦においては成胤率いる千葉氏の軍勢の到着によって敵の和田方を挟み撃ちにすることができました。合戦後には、勲功賞として大須賀胤信が甲斐国井上荘（山梨県笛吹市）を与えられていますから、やはり成胤が家督として一族を率いたとみてよいでしょう。

以上、上総千葉氏と下総千葉氏の動向をみてきましたが、両者の関係は拮抗しており、非常に複雑です。成胤は嫡家ではあるものの、弟常秀の動向には油断ならぬものがあり、嫡家の威厳を示すためにも一族を率いて参戦したと考えられます。

なお、成胤について補足しておく、彼は和田合戦後、史料上には現れず、五年後の建保六年（一二一八）に死去しています。亡くなる数日前には、將軍実朝から子孫について憐愍の言葉を受けており、これは成胤の「忠節」を賞し、その行為であったといえます。おそらくこの「忠節」とは、和田合戦における活躍を指すと考えられます。それだけ、成胤の軍功は大きかったといえるでしょう。

(三) 合戦後の三浦氏と千葉氏の関係

ここまで三浦氏と千葉氏の検討を進めてきましたが、最後に両氏に深く関わる史料を紹介します。次に挙げる『古今著聞集』卷一五「闘諍」は、鎌倉武士を説明するとき、頻繁に取り上げられる説話です。

鎌倉の右府の將軍家に、正月朔日大名共参りたりけるに、三浦の介義村もとより候ひて大侍の座上に候ひけり。その、ち千葉の介胤綱参りたりける、いまだ若者にて侍りけるに、多くの人を分けすぎて座上せめたる義村がなほ上にゐてけり。義村しかるべくも思はで、いきどほりたる気色にて、下総犬はふしどをしらぬぞとよと云たりけるに、胤綱すこしも気色かはらで、取あへず、三浦犬は友をくらふ也と云たりけり。輪田左衛門が合戦の時、の事を思ひていへるなり。ゆゑしくとりあへずはいへりける。

すなわち、正月一日、將軍御所に御家人たちが参上したとき、まだ年齢の若い千葉胤綱が三浦義村の上座に座った。これに対し義村が「下総の犬は座る場所も知らないのか」と皮肉ったところ、胤綱が和田合戦のときのことを思つて「三浦の犬は友を食らう（同族を裏切って殺した）」と返答した、という内容です。

かつて石井進氏は、『吾妻鏡』の記事から三浦義村が突然寝返って和田義盛らを全滅させたことは明らかであり、この物語はいかにも鋭くその間の事情をえぐったものといえると評価しました。また、羽下徳彦氏は、和田氏を裏切った義村に対して、御家人たちが必ずしも好感を持たなかったことを暗示する挿話であると捉えています。両氏とも、合戦の直前に義村が突然寝返ったことに繋げて評価していますが、すでに指摘した通り、義村は悩んだ末に寝返ったわけではなく、当初より北条氏に内通しており、計画的に寝返った可能性が高いのです。この点を踏まえて、改めてこの説話を読み解く必要があります。

そこで注目したいのは、義村に対し暴言を吐いた人物が、千葉胤綱であったという点です。胤綱は、和田合戦で北条氏と三浦氏に協力した千葉成胤の息子にあたります。よって、胤綱の暴言は、三浦氏が当初より北条氏に通じていたという事情を知るがゆえの発言だったのではないのでしょうか。あくまで憶測にすぎませんが、胤綱の発言には義村の今の高い政治的地位が、援軍として三浦氏を助けた父成胤の功績の上に成り立っていることも含意されているように考えられるのです。

四 和田合戦の位置づけ

(一) 源実朝期の政治過程

最後の章では、和田合戦の歴史的意義を吟味することで、千葉氏の果たした役割を考えてみたいと思います。まずは、『愚管抄』を用いて京都側から見た実朝期の政治過程を追うことで、和田合戦がいかなる政治状況の中で勃発した事件であったのかを確認しましょう。

建仁三年（一二〇三）九月、実朝は祖父北条時政主導の軍事クーデター（比企氏の乱）を経て擁立されました。したがって、將軍実朝はその擁立事情によつて、当初より北条氏の強い影響下にあったといえます。

実朝を擁立した北条時政は、専権を振るいました。しかし、時政の専権も長くは続かず、元久二年（一二〇五）に隠退すると、北条政子・義時の姉弟が幕府政治を主導していくことになりました。その後しばらくして、成人した実朝は親裁を志向するようになります。

親裁を開始した時期としては、承元三年（一二〇九）が注目されています。五味文彦氏は、この年の四月に実朝が従三位となり、政所開設の資格を得て政所下文を発給していることを理由として挙げています。ただし、同年二月以降の政所下文には義時が政所別当として署名しており、実朝の意向が直接反映されていたわけではないことは注意すべきでしょう。また、坂井孝一氏も鷹狩の禁制など、実朝の諸政策が見え始める時期としてこの時期を評価しています。承元三年（一二〇九）には実朝も一八歳となり、義時や大江広元に支えられながら幕政に関与し始めたと考えられますが、ここで親裁を志向し始めた実朝を利用したのが和田義盛です。義盛が上総介への推挙を内々に懇願したのは、承元三年（一二〇九）五月のことでした。

(二) 和田合戦の意義

鎌倉幕府にとつて、和田合戦は如何なる意味をもったのでしょうか。合戦の前後に起こった変化をみていきましょう。

第一に、官途の推挙が注目されます。義盛は上総介への推挙を將軍実朝に内々に懇願した後、大江広元に款状を提出していました。このことは、実朝との個人的な関係が官職に影響する一方で、正式には広元を介さざるを得ない状況であったことを意味します。しかし合戦後、官職については、各々が直接、款状を提出するのではなく、「家督の仁」を介して奉行人に申請するようにとの命令が下っています。これは、官職が家督の元に一本化されることによつて、かつての義盛のように、將軍に直接懇願することができなくなったことを示しています。義時や広元が將軍実朝と個々の御家人との密接な関係構築を防ぐ意図のもと、制度の変更を行ったと考えるべきでしょう。さらに重要なのは、幕府が家督を通じて御家人を統制しようとしている点です。合戦の結果、一族内部の対立が解消され、家督が固定化したために可能となった側面もあるのではないのでしょうか。

第二に、北条義時の政治的立場に大きな変化がみられます。承元三年（一二〇九）十一月、義時は勲功のある郎従の御家人への取り立てを実朝に希望しましたが、却下されています。これは、身分的にも一般御家人とは異なる地位の確立を目指しての行動であったと思われますが、叶いませんでした。しかし合

戦後、義時は和田義盛に替わって侍所の別当に就任し、被官の金窪^{ゆきくわ}行親を侍所の所司^{しよし}に任命しています。この結果、義時の被官が御家人を統制し、他の御家人とは一線を画す地位に付くことに成功しました。

以上より、和田合戦を経て御家人統制のあり方に変化の見られることが指摘できます。そして、義時はその過程で侍所別当の職を得、身分的にも制度的にも裏付けられた立場を手に入れました。一方、將軍実朝は緊密な関係を築いていた和田氏を失っただけでなく、今後個々の御家人と親密な関係を築くことは困難となり、義時にますます依存せざるを得ない状況に置かれたといえます。このようにみていくと、千葉氏は北条氏の権力掌握を補完する役割を担ったと評価することができるでしょう。

おわりに

さて、今回は話の進め方として、『吾妻鏡』と『明月記』とを比較し、両書の相違点とその理由を考察することで、『吾妻鏡』の相対化を試みました。この作業を通して得た和田合戦の経過は次の通りです。

建暦三年（一二一三）五月二日、和田氏肅清の動きを察した和田義盛は、北条義時邸・大江広元邸・將軍御所を攻めたが、三浦義村の密告によりすでに將軍実朝や北条政子らは御所から脱出し、身柄を確保することはできなかった。この結果、実朝の身柄を確保した北条方に多くの御家人が味方し、幕府軍対和田方の構図になってしまった。翌三日には、和田方に横山時兼率いる軍勢が加わるが、幕府軍の援軍として千葉氏が合流した結果、和田方は三浦氏と千葉氏の挟み撃ちに遭い敗走した。

ここから、合戦が終始、三浦氏の行動によって展開したこと、また幕府軍の勝利に千葉氏が大きく貢献したことが浮き彫りとなります。従来、和田合戦は、北条氏対和田氏の戦いと捉えられてきましたが、三浦嫡家対和田氏という三浦一族内部における一族間抗争の側面もあったことは見逃せません。また、和田方の劣勢は、三浦義村の寝返りに起因しますが、これは北条氏の内通者としての行動であった可能性があります。北条義時は、和田氏との対立が深まるなかで、三浦嫡家を味方につけることで三浦一族の内部対立を巧みに利用し、和田

氏を滅ぼしたと考えられます。この結果、三浦一族という強大な勢力を削ぐことに成功し、北条氏の立場をより安定に導きました。

また、これまでの研究では、『吾妻鏡』に大きく依拠して合戦の内容を把握していたうえ、北条氏の動向に注目するあまり、千葉氏の参戦は等閑視されていました。しかし、『明月記』と比較しながら読み解いていくと、千葉氏が他の御家人よりもいち早く戦場に駆け付け、和田方を敗走に追い込んだことが明らかとなりました。嫡家ではあるものの、一族内に有力者が存在するという共通点をもつ三浦義村と千葉成胤は、一族を率いて参戦することで、族長の権威を示したのです。

源頼家・実朝期は、頼朝期に活躍した高齢の御家人族長が亡くなる、或いは老境を迎えるという世代交代の時期でもありました。頼朝の後を追うかのようにこの世を去った三浦義澄・千葉常胤らは長く族長の地位にあり、兄弟間の競合・対立の均衡が保たれていただけに、その死が一族内部に与えた影響は計り知れません。三浦氏と千葉氏が和田合戦において最も功績を挙げたのは、このことと無関係ではないでしょう。頼朝の死後、鎌倉で内紛が相次いだ背景には、頼朝の死による混乱だけでなく、個々の有力御家人の一族内部においても族長が亡くなり兄弟間などの対立が表面化したことも、要因の一つであったと考えられます。御家人の一族内部の対立は、合戦を機に整理され、その結果、族長を継承する嫡流が固定化します。和田合戦は、幕府草創期以来の有力御家人の相次ぐ死によってもたらされた動揺の延長線上に位置したのです。

最後に、和田合戦にかかわる史跡をご紹介します。口絵3は和田塚の全景、口絵4は五輪塔の並ぶ様子です。和田塚は、和田合戦で亡くなった方々を埋葬した塚として今日まで伝承されているものです。塚の前身は古墳時代の墳墓であったといわれています。大正期の開墾等によって多くの塚が壊されましたが、小さな五輪塔の並ぶ和田塚はかろうじて残りました。江ノ電和田塚駅より下車して、すぐの場所にあります。今回の話で和田合戦に興味をもつてくださった方は、ぜひ鎌倉にお越しください。

ご清聴ありがとうございました。

引用文献

- ・「種種御振舞御書」(立正大学日蓮教学研究研究所編『昭和定本 日蓮聖人遺文』第二卷第一六七号、九七二頁)。
- ・『翻刻 明月記』二(公益財団法人冷泉家時雨亭文庫編、朝日新聞出版、二〇一四年)。
- ・『校本 保曆間記』(佐伯真一・高木浩明編、和泉書院、一九九九年)。
- ・『吾妻鏡』第二(黒板勝美編『新訂増補国史大系』普及版)吉川弘文館、一九九三年)。
- ・『古今著聞集』(永積安明・島田勇雄校注『日本古典文学大系』岩波書店、一九六六年)。
- ・『愚管抄』(岡見正雄・赤松俊秀校注『日本古典文学大系』岩波書店、一九六七年)。

主要参考文献

- ・石井進『鎌倉武士の実像』(平凡社、一九八七年)。
- ・折田悦郎「鎌倉幕府前期將軍制についての一考察(下)」(『九州史学』第七七号、一九八三年)。
- ・五味文彦『源実朝』(角川書店、二〇一五年)。
- ・坂井孝一『源実朝』(講談社、二〇一四年)。
- ・杉橋隆夫「執権・連署制の起源」(『立命館文学』第四二四～四二六号、一九八〇年)。
- ・野口実「執権体制下の三浦氏」(『中世東国武士団の研究』、高科書店、一九九四年。初出一九八三年)。
- ・野口実「東国政権と千葉氏」(峰岸純夫監修・野口実編『千葉氏の研究』名著出版、二〇〇〇年。初出一九七七年)。
- ・羽下徳彦『惣領制』(至文堂、一九六六年)。
- ・平岡豊「藤原秀康について」(『日本歴史』第五一六号、一九九一年)。
- ・拙稿「和田合戦再考」(『古代文化』、第六八卷一号、二〇一六年)。

東国武士と京都の文化 —官職・武芸・和歌—

千葉県立中央博物館研究員 小出麻友美

はじめに

「東国武士」に対するイメージを表すものとしてしばしば挙げられるのは、『平家物語』『富士川』の段にみえるエピソードです。源頼朝を追討せよと祖父・清盛に命ぜられた平氏軍の総大将・平維盛が、東国の案内者としてつき従ってきた長井別当斎藤実盛に、「お前ほどの強者が東国にはどれほどいるものか」と尋ねた時の描写です。

実盛は維盛の問いに対して「自分程度の武将は坂東にはいくらでもいる。力のあるものが矢を射れば、鎧の二・三領はたやすく射貫くことができる。馬に乗っては落ちることがなく、足もとの悪いところでも巧みに乗りこなしてしまおうようなことがない。合戦においては親が討たれ、また子が討たれてもそれを取り越えて勇ましく戦う。西国では親が討たれたといつては退却し、仏事を執り行つて忌が明けるまで戦場に出ることがない。子が討たれば嘆き悲しむばかり。また東国の者たちは夏の暑さ、冬の寒さをものともしない。これも西国の者とは異なるところである」と答えます。これに対し維盛をはじめとする平氏の軍勢はすっかり怖気づいてしまい、結局富士川の合戦において大敗を喫してしまふ、という伏線ともなっています。

この挿話からイメージされる東国武士の姿は、西国とは全く異なる価値観の中に生きる、まるで鬼神のような勇猛さを持つ武者、といったところでしょうか。しかしながら、これは西国武士との対比の中で幾分の文学的誇張によるもので、決して当時の東国が隔絶された独立国家のような姿であったわけではなく、多様な価値観を巧みに取り込んで生き残っていたことはすでに多くの研究によって明らかにされています。

本稿では、公家政権を擁する京都との関係に着目し、東国武士が西国の文化をいかにとらえ、受容し、活用していったのかについて同時代史料に残る記述からその痕跡を見出そうとするものです。

一 東国武士と官職

(一) 任官を熱望する東国武士

鎌倉幕府の関係者の中で、誰しもその名を知っているのは、幕府の創立者である源頼朝と、源義経の兄弟ではないでしょうか。とくに、弟であり治承・寿永の内乱（一一八〇―一一八五）最大の立役者ともいえるべき源義経は能『安宅』や歌舞伎『義経千本桜』『勧進帳』といった芸能から、昔話としても親しまれる牛若丸の説話に至るまで、さまざまなメディアの中でその名が語られ、人気を物語るエピソードは枚挙にいとまがありません。

義経がこれほどの人気を誇った理由の一端には、平氏追討最大の功労者でありながら兄・頼朝の不興を買ったがために歴史の表舞台から追いやられ、流浪の果てに平泉の地で非業の死を遂げる、その悲劇性にあると言えるでしょう。不遇な者、弱い者に同情し肩を持つことを意味する「判官鼻眞」という言葉が義経に由来するものであることも有名です。「判官」とは、都の治安を維持する役職である検非違使の唐名（中国風の呼び方）でした。義経があまりに有名となったため、「判官」という言葉だけで義経個人を指すようになったのです。鎌倉幕府が編纂した公式の歴史書である『吾妻鏡』には、義経が頼朝の不興を買った原因として、「兄の許可を得ることなく朝廷から官位をもらった」と記されています。

該当の記述について、以下に引用してみます。

【史料一】『吾妻鏡』元暦元年（一一八四）八月一七日条（※読点、傍線部は筆者による。以下同じ）

十七日、癸酉、源九郎主使者参着、申云、去六日、任左衛門少尉、蒙使宣旨、是雖非所望之限、依難被黙止度々勲功黙止、為自然朝恩之由被仰下之間、不能固辞云々、此事頗武衛違御景色、範頼・義信等朝臣受領事者、起自御意被挙申也、此主事者、内々有儀、無左右不被聴之处、遮令所望歟之由有御疑、凡被背御意事、不限今度限歟、依之可為平家追悼使事、暫有御猶予云々、

これは八月六日に義経が朝廷から左衛門少尉に任命されたことを報告する

使者が、鎌倉に到着した日の記事です。報告を聞いた頼朝の顔色がたちまち変わったこと、義経には頼朝に対して異心があるのではないかと疑いを抱き、このことがあって義経を平家追討使に任命するか否か、暫く猶予することになったことが記されています。

着目すべきなのは史料の傍線部です。範頼・義信とあるのはいずれも頼朝の親族で、範頼は義経と同じく頼朝の異母弟、義信は源頼義の曾孫である平賀義信のことです。「御意により挙し申す」とあるのは、この兩名の任官にあたって、頼朝による推薦が行われたことを示しています。これについては実際に範頼・義信が任官した際の記事にも見えますので、これについても以下に引用します。

【史料二】『吾妻鏡』 元暦元年六月二〇日・二一日条

廿日、丁丑、去五日、被行小除目、其除書今日到来、武衛令申給任人事、無相違、…(中略)…参河守源範頼、駿河守同広綱、武蔵守同義信云々、廿一日、戊寅、武衛、召聚範頼・義信・広綱等、有勸盃、次被触仰除目事、各令喜悅歟、就中、源九郎主頼雖望官途吹挙、武衛敢不被許容、先被挙申蒲冠者之間、殊悦其厚恩を云々、

元暦元年六月五日に宮中で小除目(臨時の人事異動)が行われ、その内容を記した除書が到着したこと、頼朝が事前に申請していた通りの人事が行われたことが記されています。このとき頼朝の推薦によって官位を得たのは範頼・広綱(以仁王の挙兵の際に敗死した源頼政の末子)・義信の三名でした。また、傍線部には義経が任官を強く希望していたにもかかわらず、頼朝に退けられていたことが記されています。「先ず蒲冠者を挙げ申さる」とあるので、兄である範頼より先に義経が任官することを避けたかったということが理由のひとつだったようです。

頼朝が自身の推薦を経ない任官について怒りを露わにしたのはこのときだけではありません。元暦二年(一一八五)四月一五日には、朝廷から官位をもらった東国武士に対し、本国への下向禁止を申し渡しています。

【史料三】『吾妻鏡』 同日常

十五日、戊辰、関東御家人、不蒙内挙、無功多以拝任衛府・所司等官、各殊奇怪之由、被遣御下文彼輩中、件名字載一紙、面々被不可注加云々、
下 東国侍内任官輩中

可令停止下向本国、各在京勤仕陣直公役事、

副下 交名注文一通

右、任官之習、或以上日勞賜御給、或以私物償朝家御大事、各浴 朝恩事也、而東国輩、徒抑留庄園年貢、掠取国衙官物、不慕成功、自由拝任、官途之陵遲、已在斯、偏令停止任官者、無成功之便者歟、不云先官当職、於任官輩者、永停城外之思、在京可勤仕陣役、已厠朝列、何令籠居哉、若違令下向墨俣以東者、且各改召本領、且又可令申行斬罪之状如件、

元暦二年四月十五日

東国住人任官輩事

(後略)

この後に続く記述では、頼朝の推薦に抛らず、勝手に任官したとされる二〇名以上の実名が挙げられます。さらには、それぞれの御家人について「目がまるで鼠の眼のよう」、「聞き苦しい声をしている上に鬢の格好がみつともない」、「色白でおぼつかない顔つき」などと罵ります。なかなか興味深い記事ですが、これは逆に機会さえあれば朝廷から官位を得たいと思っている御家人が後を絶たなかったことを示しています。

(二) 鎌倉武士と官途名

時代は下りますが、江戸時代中期の旗本であり、有職故実研究家であった伊勢貞丈に『貞丈雑記』という著作があります。一六巻、三六部に及ぶ大部なもので、貞丈が自身の子孫へ向けた故実研究の参考書として、死去するまでの二二年間にわたり書き続けたものです。存命中に完成を見ることはなく、その死後刊行されましたが、貞丈の著作中最も知られたものです。その「巻四 官位の部」に、以下のような記述があります。

【史料四】『貞丈雜記』卷四 官位の部

八介と云ふ事、出羽ノ国に秋田城介（鎮守府又ハ按察使ヲ兼ル重キ官也）、相模国に三浦ノ介、下総国に千葉介、上総国に上総介（古三助ト号ス）、伊豆国に狩野介、加賀国に富樫介、周防国に大内介、遠江国に井伊介、是を八介と云、侍の面目する官也（上総介、秋田城介ハ古代ノ正名也、其余ハ、武家ノ俗ニ云習シタルナリ）、

（頭書）追記 タトヘバ三浦介ハ相模介也、三浦ニ居住スル武士ノ相模介ニ成タルヲ三浦ト云、父モ以前相模介ニテ在シヲ三浦ノ大介ト云、此外モ准ジ知ベシ、

ここでは、侍が名誉とする職として「八介」と呼ばれるものがあり、その筆頭として出羽国の秋田城介を挙げ、次いで三浦介（相模）、千葉介（下総）、上総介（上総）、狩野介（伊豆）、富樫介（加賀）、大内介（周防）、井伊介（遠江）があること、三浦介・千葉介・上総介の三者を指してとくに「古三助〔介〕」と呼ぶとしています。これらの称号を用いていた御家人がいたことは同時代史料によつて確かめることができ、富樫介以外は『吾妻鏡』にも登場しています。さらに、「上総介と秋田城介は古代から存在する正式な官職名だが、そのほかは武家を用いる俗称である」とします。さらには追記として「三浦介とは相模介のことであつて、三浦に居住する武士が相模介に任官した場合に三浦介と呼ばれた。（現任の）三浦介の父で、以前相模介に任官していた者の事を「三浦大介」と呼ぶ。それ以外の称号においても同じである」とします。

しかし、『貞丈雜記』の記述は当時の東国における任官の実態を示したものととは考え難いものです。次節においては鎌倉幕府以前の在地領主層の置かれていた状況についてみてみましょう。

（三）頼朝以前の東国武士と国衙

東国における在地領主層の興りについて考えるためには、古代にさかのぼつて話をする必要があります。律令に基づく古代日本の地方行政は、「国衙」と呼ばれる、現在の県庁に相当する機関において担われており、国衙の業務を担

う官人が「国司」と呼ばれます。国司は上位から「守」、「介」、「掾」、「目」で構成され、その上首である「守」はとくに国守とも呼ばれます。

さて、天長三年（八二六）、淳和天皇が「親王任国」というシステムを作り出しました。これは上総国・常陸国・上野国の三国の国守に皇族である親王を任じるものです。当初は淳和天皇の一代限りとされましたが、実際には平安期を通じて存続し、近世に至つて文政元年（一八一八）に有栖川宮熈仁親王が上総太守に任官した例があります。

この制度が創出された背景には、親王が八省の長官に任官することによって生じる弊害を避けるため、さらにはこの頃数が増大した親王家の経済的困窮を防ぐためという二つの理由がありました。親王任国として選定された三国はいずれも「大国」に分類される、実入りの大きい国です。親王任国の国守となつた親王は、特別に「太守」と呼ばれました。

その一方で、「遥任の国司」と呼ばれる層が出現しました。元々国守に任じられた貴族は、任期中は現地に赴任して過ごすように定められていました。かな文学の祖として名高い『土佐日記』が、土佐守の任期を終えた紀貫之の帰京の旅の体験に基づいていることはあまりにも有名です。しかし、九世紀の初頭になると、太政官の最高幹部である公卿が国守を兼務する例が増えてきます。これは律令で定められた徴税システムを維持することが難しくなつたため、公卿ランクの貴族であっても、国守を兼任することで収入を確保する必要が出てきたためです。『公卿補任』を見ると、およそ参議もしくは非参議クラスの公卿が国守を兼任していることがわかります。こうした国司たちは在国することなく収入のみを得ることとなりました。これが「遥任の国司」です。

国守が在国せず、地方行政の実務に携わらなくなると、どのようなことが起こるでしょうか。ここで力を振るうようになったのが、千葉氏や上総氏といった、在地領主層といわれる人々たちだったのです。たとえば千葉氏は「下総権介」職を世襲したとされていますが、これはおそらく朝廷によつて任じられる正式な官職ではなく、介以下の在庁官人らとの結びつきを強めていく中で自称したものではないかと考えられます。「千葉介」、「三浦介」といった称号も、このような過程を経て発生して来たものではないかと考えられます。これはまさに室町時代以降盛んに使用された官途名に先立つものでした。

【史料五】『吾妻鏡』 文治三年（一一八七）正月三日条

御奉幣事終、還御之後、有椀飯、抑今日御神拜之間、供奉人等、相分廟庭左右著座、而胤頼相對父常胤着〔聊寄座下方云々〕人不甘心、是依仰依如此云々、常胤雖為父六位也、胤頼者雖為子五品也、官位者君之所授也、何不賞哉之由被仰下云々、此胤頼者、平家執天下權之時、雖京都候、更不諂其榮貴、依遠藤左近將監持遠挙、仕上西門院、彼御給叙從五位下、又就持遠好、以神護寺文學上人為師檀、文學在伊豆國時令同心、有示申二品之旨、遂挙義兵給比、勸常胤最前令參向、兄弟六人之中、殊抽大功者也、

【史料五】は、文治三年の正月に執り行われた椀飯儀礼での一コマです。儀式に先立つて行われた鶴岡八幡宮での参拝において、千葉常胤の六男である胤頼が（いささか下のほうに寄ってはいたものの）、父と相對する形で着座したことが話題に上りました。その場にいた他の御家人たちは好ましくない振る舞いと感じたようですが、頼朝は「常胤は父であつても六位である。胤頼は子ではあるが、從五位下である。官位とは君主から与えられるものであるから、父子の順よりも官位の順を優先すべきである」と、長幼の順よりも朝廷の官位がそれに優越するとの取り決めがあつたとされています。さらには、「胤頼は平氏が天下を取つていたころ在京していたがその權威におもねることがなかつた。遠藤左近將監持〔茂〕遠の推薦により、上西門院にお仕えし、その御給として從五位下の位階を与えられた。また、茂遠の子である文覚上人の弟子となり、頼朝が挙兵した際にはその見方となるよう父に強く勧めるなど、兄弟六人のなかでも抜きん出た功績があるのだ」と続きます。

ここで書かれている通り、胤頼が從五位下の位を与えられたのは、鳥羽天皇の皇女であり、後白河天皇の准母となつた上西門院に仕え、その働きを認められたことによるものでした。これは、【史料三】で言うところの「以上日勞賜御給」に相当し、頼朝の推薦によって範頼や義信が官位を得たのと同じです。列席している御家人たちが、胤頼が從五位下の位を有していることを知らなかったとは考えにくいので、この頃の東国ではまだ從五位下以上の位を有する者が少なく、官位の序列が御家人としての序列に反映されるとの考え方がまだ浸透していなかったことがわかります。

（四）東国武士と守護職

「鎌倉幕府の成立した年が変わつた」という話を、書籍やテレビなどでご覧になつたことのある方も多くいらつしやると思います。

長らく「頼朝の征夷大將軍任官」を以て鎌倉幕府が成立したと考えられ、筆者が小学生・中学生のころまでは学校でもそのように教えていました。「いいくに（一一九二）つくろう鎌倉幕府」というフレーズで年号を覚えた方もいらつしやると思います。

しかしながら、現在では守護・地頭の設置により、武家政權を成立させる要件は出そろつたとする考え方が主流となり、現在の歴史教科書や学習指導要領でも頼朝が後白河法皇に守護・地頭の設置を認めさせた文治元年（一一八五）二月二一日の「文治の勅許」が鎌倉幕府成立の契機とみなされています。

それだけ鎌倉幕府、引いては幕府の構成員である御家人たちにとつても重要な官である守護ですが、『吾妻鏡』には以下のような記事が見えます。

【史料六】『吾妻鏡』 承元三年（一一〇九）十一月二〇日条

廿日、庚戌、諸国守護人緩怠之間、群盜動令蜂起、為煩庄保之由、国衛之訴出来、…（中略）…以此次、彼職補任御下文等可進覽之旨、先被仰近国、是自然恩沢与勲功賞事可有差別之故也、義盛・仲業・清定等奉行之、

「諸国守護人」の仕事ぶりがはかばかしくないために、盜賊があちこちに出没し、在地の人びとが悩まされていると国衛からの訴えがあつたことを記録する記事です。引用箇所では省略していますが、「守護人の役目を一身に任されていると思うと、油断によりかえつて仕事をさぼることになるのではないか、守護の任期を定め、輪番制を採用することでこのような状態を脱却できるのでは」という議論があつたことも記されています。このとき、諸国守護人に「彼職補任本御下文（守護職に補任されたことを証明する、頼朝の下文）」を提出させようという提案があり、まずは鎌倉に比較的近い近国の守護人に対して照会が行われました。その結果についても、同じく『吾妻鏡』に記録されています。

【史料七】『吾妻鏡』 承元三年十二月二十五日条

十五日、乙亥、近国守護補任御下文等備進之、其中、千葉介成胤者、先祖千葉大夫元永以後当莊為檢非違所之間、右大將家御時、以常胤被補下総一國守護職補之由申之、三浦兵衛尉義村者、祖父義明、天治以来依相模國相交雜事、同御時檢斷事同可致沙汰之旨、義澄承之訖之由、申之、小山左衛門尉朝政申云、不帶本御下文、曩祖下野少掾豊澤為當國押領使、如檢斷之事、一向執行之、秀郷朝臣天慶三年更賜官符之後、十三代數百歳奉行之間、無片時中絶之例、但右大將家之御時者、建久年中、亡父政光入道就讓与此職朝政讓、賜安堵御下文賜許也、敢非新恩職、称可散御不審、進覽彼官符以下状等進覽云々、其外国々、又帶右大將家御下文訖云々、縦雖犯小過、被改補之趣、有其沙汰、(後略)

「近国」の範囲は不明瞭であるものの、各国守護人たちが頼朝の名前で発給された下文を提出してきたとあります。しかしながら、何人かの提出した書類には問題があつて、各人がどのような説明をしてきたかということについて記録されています。それぞれの主張を現代語訳すると、おおむね以下のような意味になると思われます。

①千葉介成胤の回答

先祖千葉大夫(常重)の代より当庄(千葉庄)の「檢非違所」でしたので、右大將(頼朝)の御時に常胤を下総一國の守護職に補任されたのです。

②三浦兵衛尉義村の回答

祖父義明が「相模國の雜事に関わっていた」ため、頼朝さまによって「檢斷事」を沙汰するよう命ぜられたのです。

③小山左衛門尉親政の回答

頼朝さまの御下文は持っていません。しかし、祖先が天慶三年(九四〇)に太政官から文書を賜り、「檢斷之事」は我々一族に委ねられてきました。頼朝さまからはそれを追認する下文をいただいただけですので、代わりに天慶三年の文書を提出いたします。

以上の内容から、下総國の千葉氏・相模國の三浦氏・下野國の小山氏の三者が、いずれも「頼朝によって発給された守護補任の御下文」を所持していなかったことが判明します。頼朝が没したのが建久一〇年(一一九九)のことですから、その死去からまだ一〇年程度しか経過していないにもかかわらず、幕府が誰を守護職に補任し、誰を補任していないのか、すでにあいまいになっていることがわかります。

なぜこのようなことが起きるのか。その理由は、当時の文書行政の在り方にあります。紙が貴重品であつた中世においては、書類の発行元に書類の控えが残ることはありませんでした。受給者(その文書によって恩恵を得るもの)が保管することが原則でした。そのために、自身が何々の官職に補任された、どこそこの領地を与えられた、ということを確認するために、文書の保管・相続は非常に重要な問題となりました。自身の権利を証明する文書を火災や盗難といったアクシデントによって紛失してしまった場合には、文書を紛失したいきさつを証明する書類(紛失状と呼ばれます)を作成することが一般的に行われていました。

さて、以上の内容を踏まえると、千葉・三浦・小山の三者は、正式には守護に補任されていなかった可能性があります。この三氏は早い時期から頼朝に従つた、いわば有力御家人とみなされる階層の者たちです。彼らを措いて他の御家人らが下総や下野などの守護職に補任されることも考えがたいのですが、三者がよりどころとする根拠は薄弱です。たとえば千葉成胤が主張する「当庄檢非違所」とは、本貫地である千葉庄(千葉県千葉市)の檢斷權と解釈できますが、それを以て下総一國の守護職を任されている、という主張はいささか苦しいようにも思われます。

『櫟本文書』には、大治五年(一一三〇)六月一日付「下総権介平経繁私領寄進状案」という文書が残されています。これは千葉常胤の父・常重が、下総國相馬郡布施郷(現千葉県我孫子市)に所有する私領を伊勢神宮に寄進したものです。常重の伯父常晴は実子常澄がいるにもかかわらず甥の常重を自身の後継ぎとし、先祖伝来であつた相馬の所領を譲っています。常晴の死後、常重・常胤父子は下総守である藤原親通の圧迫や、常澄との争いに悩まされます。大治五年の寄進状は、所領を伊勢神宮へ寄進し、御厨とすることで自身の勢力基

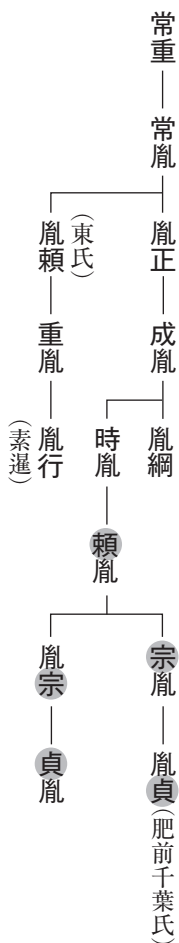
盤を固めようとしたものに外なりませんでした。彼らの努力もむなしく、親通の子親盛が平氏一門と結んだため、相馬御厨の支配権を喪失してしまい、頼朝の挙兵後に親盛の子親政を滅ぼすまで回復することができませんでした。

つまり、先にみた千葉介成胤の主張は、頼朝挙兵以前に自らの勢力基盤とした確固たる所領が千葉庄くらいしかなかった、ということを表したものでしょう。また、千葉氏以外にも頼朝に早くから従った武士たちのなかには千葉氏と同様の立場に置かれていたものが多くいました。その姿は、上総国全体を支配下に置き、二万騎の軍勢を率いて参上したにもかかわらず、傲慢な振る舞いが多いとして後に誅された上総広常とは対照的です。

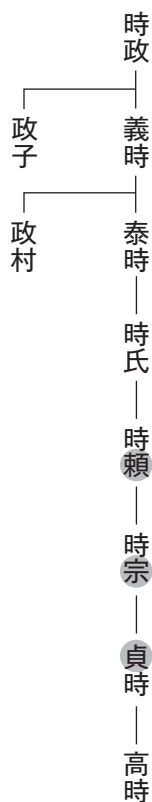
(五) 東国武士の名づけとヒエラルキー

中世以降の武士は、概ね二つのルールに基づいて名づけを行いました。まず一つ目のルールが「通字」と呼ばれるもので、父子で代々同じ文字を受け継いでいくものです。現在でも親や祖父母から一文字受け継いで命名することはままあることと思いますが、こうした風習の元となったものといえるでしょう。

◆千葉氏略系図



◆北条得宗家略系図



ここで、千葉氏の歴代当主の諱についてみてみます(系図参照)。高望王(平高望)の五男である良文にはじまる千葉氏は、安房国府との対立から乱を起こした平忠常以降、常将、常長、常兼…と、代々「常」の字を用いています。子

孫たちが上総・下総両国を基盤とし、房総半島全体へ影響力が及んだ忠常のことを家の祖と位置づけていることを名づけからうかがうことができます。こうした傾向が一変するのは常胤以降のことで、常胤の息子たちを筆頭に、子孫の多くが「胤」の字を名づけに用いるようになります。これは忠常と同様に、常胤が千葉氏の中興の祖と位置づけられたためと考えられます。日本全国に所領を得た千葉氏は肥前や美濃など、各地に散らばっていきませんが、その多くが「胤」の字を用いたことから、常胤の存在感の大きさがうかがわれます。ただし、頼朝の挙兵より以前に成人していたはずの息子たちが皆「胤」字を用いている点については、検討が必要かもしれません。

一方、名づけに関する二つ目のルールは、「偏諱」と呼ばれます。元来は貴人の名前のうち一文字を表し、その文字の使用を避けることを指しました。逆に主君の諱から一文字与えられて名乗りに使用することを「偏諱を賜る」といい、これは名譽なこととされました。有名な話として、足利高氏が後醍醐天皇の諱(尊治)から一字を賜わり、「尊氏」と名乗ることを許された事例が挙げられます。千葉氏一族の諱をみると、頼胤をはじめとしてその子宗胤、胤宗兄弟、さらにはそれぞれの嫡子である胤貞、貞胤と、得宗家当主(時頼、時宗、貞時)らと共通の一字を用いた名づけが行われています。

こうした傾向については、千葉氏以外の有力御家人の家においてもまみ見られます。たとえば下野国の小山氏の例をみてみます。小山氏は藤原秀郷の後裔を称し、政光の代に小山(栃木県小山市)の地に初めて移り住んだとされ、千葉氏と同じく早くから頼朝に従った有力武士です。千葉氏ほど顕著ではありませんが、諱には「政」朝」字の使用が多く、これはおそらく政光の子・朝政の諱を意識した名づけとみなせるでしょう。一方で、鎌倉時代中期以降の当主である、宗長や貞朝、貞朝の弟である貞光は得宗から偏諱を受けたと考えられます。

これは、時代が下るにつれて御家人たちが再編されていった結果であると考えられます。鎌倉期の武士はおおむね一〇歳から一五歳ごろに元服を行います。その際に初めて烏帽子をかぶせる加冠役の事を「烏帽子親」といい、これは後見人としての性格を持つものでした。そのため、誰を烏帽子親とするかは非常な関心事でした。頼朝のころから、我が子の加冠役を将軍にお願いしたい、そう希望する御家人は後を絶たなかったと思われるますが、実際に確認できる事

例はそう多くありません。頼朝が烏帽子親となった武士には結城朝光・野本基員の子息、さらには得宗家の北条泰時らが確認でき、特定の家に限定せず、有力御家人の烏帽子親を務めていたとみられます。しかし、源家将軍が絶えて摂家将軍の時代になると様相が一変します。将軍による加冠を受ける烏帽子子は得宗家および赤橋流北条氏の子弟に限定されるようになり、さらに北条時頼・時宗の二名は将軍頼経・宗尊親王の偏諱を受けて名乗りを定めたことみなしてよいでしょう。

表 将軍が加冠役を務めた事例

NO.	和暦年月日	西暦	烏帽子親 (加冠役)	烏帽子子 (元服者)	典拠
①	治承四年一〇月二日	一一八〇	源頼朝	結城朝光	『吾妻鏡』
②	建久四年一〇月一〇日	一一九三	源頼朝	野本基員子息	『吾妻鏡』
③	建久五年二月二日	一一九四	源頼朝	北条泰時	『吾妻鏡』
④	建永元年一〇月二四日	一二〇六	源実朝	名越朝時	『吾妻鏡』
⑤	建保二年一〇月三日	一二一四	源実朝	金沢実泰	『吾妻鏡』
⑥	天福二年三月五日	一二三四	藤原頼経	北条経時	『吾妻鏡』
⑦	嘉禎三年四月二二日	一二三七	藤原頼経	北条時頼	『吾妻鏡』
⑧	康元二年二月二六日	一二五七	宗尊親王	北条時宗	『吾妻鏡』
⑨	建治三年一二月二日	一二七七	惟康親王	北条貞時	『建治三年記』

※山野龍太郎「鎌倉期武士社会における烏帽子親子関係」(山本隆志編『日本中世政治文化論の射程』思文閣出版、二〇一二年)による。

得宗家は将軍との元服を通じた擬制的父子関係を利用して、得宗家を他の有力御家人より高く位置づけることに成功したといえます。これは官位などによらない、東国独自の身分秩序のあり方のひとつであったと考えられます。

千葉氏や小山氏を含む有力御家人は、得宗家によって再編されていきましたが、逆にこのことにより鎌倉時代の滅亡まで生き残ることが可能となりました。和田や三浦といった、得宗家の対抗勢力とみなされた一族は、みな族滅の

憂き目に遭っています。

二 鎌倉における儀式と文化

(一) 東国武士と武芸―流鏑馬神事―

疾走する馬に騎乗した射手が弓矢で的を射る、「流鏑馬」は、現在でも各地で執り行われている、伝統的な行事のひとつです。なかでも、鶴岡八幡宮で現在も毎年九月一六日に行われている流鏑馬神事は開催のたびにメディアに取り上げられるほど有名です。

じつは、「流鏑馬」という行事の起源はよくわかっていません。この語が初めて史料上にあらわれるのは嘉保三年(一〇九六)のことで、この年の四月二九日、白河院が離宮鳥羽殿の馬場において開催された流鏑馬を見物した、とされているものです(『中右記』同日条)。この儀式の成立には、院政期の畿内における田楽の流行が深く関わっているとの説があり、京中ではなく畿内近郊の田園地帯などで自然発生的に興ったものとみられています。頼朝は流鏑馬故実の収集に非常に熱心であったことが知られており、鎌倉における流鏑馬故実成立の背景にはある有名な人物が関わっていたことが記録されています。

【史料八】『吾妻鏡』文治二年(一一八六)八月一五日条

十五日、己丑、二品御参鶴岡宮、而老僧一人徘徊鳥居辺、恠之、以景季令問名字給之処、佐藤兵衛尉憲清法師也、今号西行云々、仍奉幣以後、心静遂謁見、可談和歌事之由被仰遣、西行令申承之由、廻宮寺奉法施、二品為召彼人、早速還御、則招引営中、及御芳談、此間、就歌道并弓馬事、条々有尋仰事、西行申云、弓馬事者、在俗之当初、愁雖伝家風、保延三年八月遁世之時、秀郷朝臣以来九代嫡家相承兵法焼失、依為罪業因、其事曾以不残留心底、皆忘却了、詠歌者、対花月動感之折節、僅作卅一字許也、全不知奥旨、然者、是彼無所欲報申云々、然而恩問不等閑之間、於弓馬事者、具以申之、即令俊兼記置其詞給、緯被専終夜云々、

この日頼朝が鶴岡八幡宮に参詣すると、一人の老僧が鳥居のところにいまし

た。誰何^{すいか}したところ、佐藤兵衛尉憲^{ひょうとうのじょう}〔義〕清法師と名乗ります。歌人として名高い西行その人でした。頼朝は話を聞きたいことがあるとして御所に呼び寄せています。とくに頼朝が聞きたがったのは「歌道ならびに弓馬の事」でした。傍線部で西行自身が述べているように、西行は藤原秀郷の流れを汲む佐藤氏の出であり、一族は代々衛府^{えふ}に仕えました。西行自身も一八歳で左兵衛尉に任官しているほか、北面の武士として鳥羽院に仕えていたことが記録に残っています。彼は高名な歌人であると同時に、京都における武家故実に通じた人物でもあったのです。

頼朝の求めに対して西行は「俗人であったころは家の風として、色々なことを伝えられていたけれども、出家した際に藤原秀郷以来九代にわたって相承してきた兵法は焼き捨ててしまいました。記憶にも残っておらず、みな忘れてしまいました」と返答していますが、結局は武術の事についていろいろなことを話した、とあります。このとき西行が頼朝に伝えた内容については、会見から半世紀が経ったあとと再び幕府の中で話題となっています。

【史料九】『吾妻鏡』^{かてい}嘉禎三年（一二三三）七月一日条

十九日、甲午、北条五郎時頼、始可被射来月放生会流鏑馬之間、此間初於鶴岳馬場有其儀、今日武州為扶持之、被出流鏑馬屋、駿河前司以下宿老等参集、于時招海野左衛門尉幸氏、被談子細、是旧勞之上、幕下將軍御代、為八人射手之内歟、仍見射芸之失礼可加諷諫之旨、武州被示之、…（中略）…於右大將家御前、被擬弓箭談義之時、一文字二弓ヲ持ツ事、諸人一同儀歟、然而佐藤兵衛尉憲清入道（西行）云、弓ヲバ拳ヨリ押立テ可引之様ニ可持也、流鏑馬矢ヲ挾之時、一文字二持事ハ非礼也、倩案、此事殊勝也、一文字二持テバ、誠二弓ヲ引テ、即可射之躰ニハ不見、聊遲キ姿也、上ヲ少キ揚テ、水走ニ可持之由ヲ被仰下之間、下河辺行平・工藤景光両庄司、和田義盛・望月重隆・藤澤清親等三金吾、并諏方大夫盛隆〔澄〕・愛甲三郎等頗甘心、各不及異議、承知訖、然者是計ヲ可直歟者、義村云、此事令聞此説、思出訖、正触耳事候キ、面白候ト云々、武州亦入興、向後可用此説云々、

傍線部は、頼朝の御前で「弓箭談義^{きゅうせんたんぎ}」が行われた際の話を用いている箇所です。ここでは東国では「一文字（地面から水平）に弓を持つ」が、西行は「矢を射るたびに弓を水平にしているは、自然な姿とはみえず、非礼である。水走に（斜めに、の意か）持つべし」としたと言います。その直後に三浦義村が「その話は聞いたことがある、今の話で思い出しました」と発言し、泰時もこの西行説を面白がって、「今後鶴岡八幡宮放生会の流鏑馬ではこの説を用いよう」と取り決めたというのです。この記事の内容は、頼朝が収集した流鏑馬故実が半世紀後もしばしば参照され、議論の対象となっていたこと、またその一方で、せっかく記録された西行説が半世紀の間かえりみられることもなく、参照されることすらほとんどなかったことを示しています。もし西行が伝えた故実が鎌倉において実践されていたならば、義村による「そういう話を聞いたことがある」という発言はあり得ないからです。

（二）東国武士と和歌

ところで、文治二年の会見の際に、頼朝がもうひとつ西行に尋ねたかったこととして「歌道の事」が挙げられています。西行は「自然の美しさなどに心を動かされた際に、その感動を三文字に表現しているだけ」と謙遜しています。頼朝自身も和歌への造詣が深く、頼朝の子である三代將軍実朝は和歌を大変に愛好し、『金槐和歌集^{きんかい}』という家集が編まれたほどでした。実朝は建保七年（一二一九）に暗殺されてしまいましたが、その後京都から招かれて將軍となった撰家出身の將軍たちや宗尊親王も和歌を愛し、彼らの周りには文学を愛好する者たちが集まりました。従来、こうした現象については、鎌倉幕府が成立すると、公家の伝統的文化への憧れから、武家社会にも蹴鞠^{けまり}、和歌といった芸術を愛好する機運が広がったと説明されてきました。

そのようななか、『小倉百人一首』の撰者として名高い歌人・藤原定家は、日記に以下のような出来事を記録しました。

【史料一二】『明月記』^{てんぷく}天福元年（一二三三）二月七日条

七日、壬午、…（中略）…未時許、東乃中務尉云武士、来門前、付家長朝臣書状、自昨日損腰不動身動、不能対面之由示之、自門外帰、着直垂云々、乗車

乗其衣与乗物不相応歟、或説云、其手跡・歌風体、奉似九条大納言云々（当世好士）、毫及而猶在世珍重知音多く出来歟、可從漁父之誨哉否、

定家が在宅していたところ、東乃中務尉とうのなかつかゑりという人物が家長朝臣の書状を携えて門前を訪れ、面会を求めます。「腰を痛めていて動けないので、面会することができません」と伝えさせたところ、その人物はやむなく帰っていったといひます。その人物の様子について定家が聞いてみたところ、直垂ひんたれを着したうえに車に乗ってやってきたということで、定家は「車に乗りながらそのような服装をするのは似つかわしくない」と評しています。さらに続けて「話に聞いたところでは、東乃中務尉の筆跡や歌風は、九条大納言に似ているという話だ」として、定家自身は面識がないものの、名前や噂は聞いたことがある、といったところでしょうか。

ここで登場する東乃中務尉は、常胤の曾孫であり東氏の三代目にあたる東胤行（素還）のことです。東国を代表する和歌の名手として知られ、その和歌は十三代集に数えられる勅撰和歌集『続拾遺和歌集』『新後撰和歌集』にも採られています。【史料一】で胤行の歌風について言及されていることからわかるように、彼の目的は、和歌の詠草を定家に渡すことでした。紹介状を書いたと思われる家長朝臣とは、定家と親交があり、『新古今和歌集』の撰進にも携わった歌人・但馬守源家長（たじまのかみ）のことです。この頃、定家は後堀河天皇の命により『新勅撰和歌集』の撰出作業に没頭していました。勅撰和歌集の撰者のもとに、入選希望者が詠草を持参するのはよくあることで、『平家物語』『忠度都落』には都を捨てて西国に逃れんとする平忠度が定家の父・俊成のもとに詠草を渡しに訪れる描写がみえます。胤行は『新勅撰和歌集』に自作の和歌を載せることは叶いませんでしたが、死後、亀山院による『続拾遺和歌集』、さらには後宇多院による『新後撰和歌集』への入撰を果たします。

【史料一二】『続拾遺和歌集』巻第九

素還法師ものへまかりけるにつかはしける

おきつ浪や八十嶋かけてすむ千鳥心ひとつにいかたのまん

返し

はま千鳥八十嶋かけてかよふとも住こし浦をいかが忘れん

鎌倉右大臣

素還法師

【史料一三】『新後撰和歌集』巻第十九

素還法師わづらふこと侍りけるが、かぎりにきこえ侍りければつかはしける
中務卿宗尊親王

かぎりぞと聞くぞかなしきあだし世のわかれはさらぬならひなれども

返し
素還法師

かくつらき別もしらであだし世のならひとばかり何おもふらむ

これらの歌からは將軍と側近たちの普段のやり取りが垣間見えますが、鎌倉歌壇を形成するメンバーは、単なる文雅の友ではありませんでした。宗尊親王が主催した歌合の参加者について分析した小川剛生氏によると、宗尊親王の周辺グループは①関東祇候し廷臣、②僧侶③御家人④家女房らで構成され、さらに③御家人に得宗家の人びとがまったく含まれないことが指摘されています。得宗家は和歌を柔弱な趣味として退けたのだといわれたこともありましたが、実際には北条氏の一族にも和歌の愛好者が多くいました。たとえば泰時の異母弟である政村は自邸で歌会を催すほどの和歌に造詣が深い人物でしたが、宗尊親王の歌会には参加していません。政村は若年のころに伊賀氏の変に連座して失脚しかけたことがあり、あえて將軍家の歌壇グループとは距離を置いていたとみられています。後述する宇都宮氏を中核とする宇都宮歌壇のメンバーが將軍家の歌会に参加していないのも同様の理由からでしょうか。將軍という權威を中心として形成されたとき、鎌倉歌壇は文学愛好者の集まりという枠を超えて、政治的志向をも同じくする一派とみなされるようになっていったのです。

（三）東国武士と京都人の婚姻

東国武士たちが鎌倉や京都の間を往還し、公家社会の人々とも交際するようになると、今度は婚姻関係を結ぶ者たちがあらわれます。いわゆる政略結婚はいつの時代でもありますが、この頃には東国御家人層が政略結婚の相手として不足なしとみなされるようになってきたわけです。

藤原実宣（さねのぶ）という貴族は、立身出世のために、多くの女性たちと次々に婚姻関係を結びました。その華々しい（？）結婚遍歴について定家が克明に記録したところによると、まず少年時代に藤原基宗の婿となりますが、間もなくこの妻を離縁して、外祖父・藤原（吉田）経房の後妻（建春門院新大納言）の娘（実

父は平維盛」と再婚しています。一方で、建仁三年（一二〇三）頃、正四位の中将であったときに北条時政の娘と結婚しています。この娘は「国通卿妻弟也」とされているので、継室である牧の方所生の娘でしょう。

この妻が亡くなったあとには、後鳥羽院のお氣に入りであった卿二品（藤原兼子）が養育していた源有雅の娘を後室（若妻）と称されています）に迎えます。しかし、後鳥羽院が承久の乱（一二二一）における京方の敗北に伴って源有雅が処刑されてしまうと、実宣は件の若妻をさっさと離縁して、新しく即位した後堀河天皇の乳母・持明院宗子と再婚しています（『明月記』嘉祿二年（一二二六）六月三日条）。乳母の夫は「御乳父」と呼ばれ、後見人とみなされたため、最終的には正二位・権大納言にまでのぼっています。実宣自身の父である公時が従二位・参議で終わっていることを考えると、実宣は結婚によって大変な立身出世を遂げたといえるでしょう。

ところで、藤原定家も東国武士と姻戚関係を結んでいました。伊予国守護を務めた有力守護、宇都宮頼綱の娘を為家の妻として迎えたのです。『明月記』の記事が残らないために、いつ頃婚姻関係を結んだのか、はつきりとはわかりません。建久八年（一一九七）生まれと推測される為家が二〇歳前後であり、ちょうど頼綱の在京活動が確認できる建保年間（一一一三～一一一九）頃のことではないかと推測されます。両者の関係は非常に密接です。現在でもかるたとして使用される『小倉百人一首』が、元々は頼綱の求めに応じて定家が書き送った色紙であったという逸話からもうかがえるように、両者を結びつけたのは和歌を通じた交流でした。為家が主催する連歌の会に子息三人を同伴して参加しているほか（『明月記』嘉禎元年（一二三五）五月一日条）、寛元元年（一二四三）には下賀茂社で開催された歌会にも、判者が為家であったことの縁からか、頼綱が参加しているのが確認できます（『大日本史料 第五編』寛元元年一月一七日条）。頼綱や子息らは鎌倉でもさかんに歌会を開いています。先に述べた「宇都宮歌壇」です。宇都宮歌壇は東国において鎌倉歌壇と並ぶ名声を得ましたが、將軍とその側近を中心とする鎌倉歌壇とは交わることが少なく、宇都宮氏が東氏と異なり將軍の近習グループには属していなかったことがうかがえます。

前節で登場した東氏の胤行は、系図類などで、定家の息子為家の弟子となり、

さらにはその婿となったとされています。【史料一】に記される定家の胤行評から考えるに、その記述は、事実ではないでしょう。おそらく定家と頼綱の関係を参照しつつ、家系図の「粉飾」を目的として後世付け加えられたのではないのでしょうか。

【史料一四】『明月記』天福元年（一二三三）二月二十七日条

廿七日、丁酉、天晴陰、…（中略）…親季、成茂娘去月離別了、関東女多入洛、聞之、月卿雲客多離別妻云々、隆盛少将切八幡妻、凡近日壮年人々所存皆同云々、

寛喜二年（一二三〇）、これに先立つ天候不順により記録に残る大飢饉が発生しました。貞永、天福と改元が繰り返されましたが社会不安は治まらず、中には群盗が横行する事態となります。【史料一四】はこうした情勢を背景として書かれたものですが、定家の周辺の貴族たちが、妻を離縁して次々に「関東女」を妻に迎えていると書かれています。経済的困窮をしのぐため、京都の貴族たちに比べて裕福であった東国御家人層と婚姻関係を結ぼうとしたのだと思われそうです。比較的早い時期に宇都宮氏と婚姻関係を結んでいた定家にとっては高みの見物だったかもしれませんが、このように東国の女性と京の貴族層との婚姻が多く行われたことにより、これまでとは逆に、東国の風習が西国にももたらされることとなりました。例えば、幼いころに将来の結婚相手を親同士の約束によって決める「許嫁」の風習は、東国御家人層の社会で行われていたものでした（『吾妻鏡』建久五年（一一九四）二月二日条、『明月記』嘉祿二年七月六日条）。鎌倉時代の貴族たちにとっては物珍しかったようですが、東国御家人層との婚姻が増えていくに従い、許嫁の習わしは京都でも次第に受け入れられていったようです。室町時代の上級貴族・三条西公条（一九歳）と甘露寺元長の娘（一三歳）が結婚した際には、幼いころから親同士の約束によって結婚を取り決めていたことが公条の父・実隆の日記に記されています。

おわりに

我が国史上初となる武家政権を成立させた鎌倉幕府は、京都の朝廷を脅かすほどの影響力を持ち、時には皇位すら左右しました。しかし、その政治権力のあり方や、幕府を構成する御家人らの活動については明らかにっていない部分が多くありません。これは史料的な制約によるところが大きく、本稿で多く引用した幕府公式の歴史書『吾妻鏡』も、過去の文書や記録などを用いて後世編纂されたものです。幕府の中枢部に関する記録ですらこのような状態なのですから、ましてや上総や下総といった、在地に本拠地を置いていた御家人たちの動向については、ごく限られた記録しか残されていないと言ってもいいでしょう。

本稿ではさまざまな制約から、千葉氏を中心とした事例のごく一部を取り上げるに留まりました。しかし、日本の各地に多数の所領を有し、多くの物資、情報を扱っていたと考えられる東国武士たちの活動や、その権力基盤について理解するためには、先入観を排した一次史料の再検討が必要になると考えられます。それはこれまで蓄積されてきた多くの研究について、見直しを迫るものともいえます。

幸い、日本中世史の分野では、近年文献史学のみならず、考古学をはじめとして国文学、美術史、建築史といった隣接分野との協働による研究成果が続々と上げられるようになってきています。こうした研究の進展が、千葉の、引いては日本の中世に関する研究を飛躍的に進展させることとなるはずです。

【引用文献】

- ・『吾妻鑑』（黒板勝美編『新訂増補国史大系（普及版）吾妻鏡』吉川弘文館、一九七四年）
- ・『貞丈雑記』（『故実叢書』吉川弘文館、一九五三年）
- ・『明月記』（国書刊行会、一九八五年）
- ・『続拾遺和歌集』（『新編国歌大観』編集委員会編『新編国歌大観第一巻 勅撰集編歌集』角川書店、一九八三年）
- ・『新後撰和歌集』（『新編国歌大観』編集委員会編『新編国歌大観第一巻 勅撰集編歌集』角川書店、一九八三年）

【主要参考文献】

- ・伊藤邦彦『鎌倉幕府守護の基礎的研究 国別考証編』
- ・『鎌倉幕府守護の基礎的研究 論考編』（岩田書院、二〇一〇年）
- ・上杉和彦『鎌倉幕府の座次に関する覚書』（『鎌倉幕府統治構造の研究』（校倉書房、二〇一五年）
- ・小川剛生『武士はなぜ歌を詠むか 鎌倉将軍から戦国大名まで』（角川選書、二〇一六年）
- ・紺戸淳『武家社会における加冠と一字付与の政治性について』（『中央史学』二号、一九七九年）
- ・佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究 諸国守護沿革考証編』（東京大学出版会、一九七一年）
- ・高橋典幸『鎌倉幕府と朝幕関係』（『日本史研究』六九五号、二〇二〇年）
- ・野口実『千葉氏と京都―中世前期を中心に―』（『千葉史学』七二号、二〇一八年）
- ・細川重男『御内人と鎌倉期武家の主従制』（『思想』九六九号、二〇〇五年）
- ・峰岸純夫『治承・寿永内乱期の東国における在庁官人の「介」』（『日本中世の社会構成・階級と身分』校倉書房、二〇一〇年）
- ・桃崎有一郎『鎌倉幕府の成立と“京都文化”誕生のパラドックス―文化的多核化のインパクト―』（中世学研究会編『中世学研究Ⅰ 幻想の京都モデル』高志書院、二〇一八年）
- ・山野龍太郎『鎌倉期武士社会における烏帽子親子関係』（山本隆志編『日本中世政治文化論の射程』思文閣出版、二〇一二年）
- ・山本隆志『関東武士の都・鄙活動―宇都宮頼綱―』（『東国における武士勢力の成立と発展』思文閣出版、二〇一二年、初出二〇〇六年）

令和2年度 千葉氏公開市民講座 講演録

武家社会確立期の権力と権威

—千葉氏をはじめとした東国武士の動向から読み解く—

令和2年10月発行

発行 千葉市

編集 千葉市立郷土博物館

千葉市中央区亥鼻1-6-1

印刷 三陽メディア株式会社

